

山梨県立男女共同参画推進センター 市民企画講座のご案内



講座を企画しませんか？
ぴゅあが応援します！

誰もが「自分」であることを尊重され「その人らしく」暮らしていける、そんな社会をめざすためにこんなことを知りたい、学びたい、考えたい。山梨県立男女共同参画推進センターは、皆様のそんな思いを「講座」として開催することで応援します。講演会、ワークショップ、料理教室、シンポジウム、「こんな人のお話を聞きたい」、「こんなことをやってみたい」などなど、あなたが企画し、実現させてみませんか？

■こんな方を応援します■

- ①県内に在住、在勤、在学する方
- ②自主的、継続的に活動を行っていること
- ③営利、宗教、政治活動を目的としていないこと

■ぴゅあの応援内容■

- ①企画・運営に関するアドバイス ②広報活動の支援
- ③講師派遣に関する経費 ④ぴゅあの会場提供

DV 相談機関のご案内

殴る、蹴る、といった身体的な暴力に加えて、心ない言動や態度で心を傷つける「精神的暴力」や「性的な暴力」も DV (配偶者等からの暴力)・デート DV (恋人からの暴力) です。暴力は重大な人権侵害であり、どのような理由があっても許されません。県内では、ぴゅあ総合をはじめ様々な機関が相談を受け付けています。あなたと、あなたの大切なひとを守るために、わたしたちがサポートします。ひとりで悩まず、ご相談下さい。相談は無料、秘密は厳守します。



- **山梨県女性相談所【配偶者暴力相談支援センター】**
電話 055-254-8635 毎週月曜日～金曜日 9:00～20:00
- **女性総合相談（山梨県立男女共同参画推進センター）【配偶者暴力相談支援センター】**
電話 055-237-7830 第2・4月曜日を除く 9:00～17:00
- **山梨県警察総合相談室（または最寄りの警察署）**
電話 #9110（緊急の場合は110番通報を！）
- **女性の人権ホットライン（甲府地方司法局人権擁護課）**
電話 0570-070-810 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
- **男性総合相談（山梨県立男女共同参画推進センター）**
電話 055-225-3067 毎月第1日曜日 13:00～17:00

LGBT 理解増進法が施行されました

LGBT など性的マイノリティの人たちへの理解促進を促す「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が6月23日に施行されました。

国・地方公共団体はLGBT等の理解増進に努めることや、事業主・学校は労働者・児童等への理解増進及び国・地方公共団体への協力に努めることなどが規定されています。



SNS もご覧ください

